

秋田県療育手帳制度実施要綱

第1 目的

この制度は、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という。）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害者に療育手帳（以下「手帳」という。）を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

第2 交付対象者

手帳は、児童相談所又は福祉相談センターにおいて知的障害であると判定された知的障害者に対して交付する。

第3 実施主体

この制度は、福祉相談センター所長が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

第4 手帳の記載事項

1 手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 交付番号、交付年月日及び再交付年月日
- (2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 障害の程度（重度とその他の別）
- (4) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- (5) 次期判定年月
- (6) 判定、指導、相談等の記録
- (7) 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に関する「第一種」、「第二種」の区分及び航空旅客運賃割引に関する「本人」、「本人・介護者」の区分
- (8) その他、知的障害者の福祉の便に供するため、知事が必要と認めるもの

2 手帳の様式は、別紙様式のとおりとする。

第5 手帳の交付手続

1 申請

手帳の交付の申請は、手帳の交付を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）が、手帳の交付を受けようとする者（手帳の交付を受けようとする者が18歳未満の場合はその保護者）の居住地を管轄する市福祉事務所長又は町村長（以下「福祉事務所長等」という。）を経由して福祉相談センター所長に対して行うものとする。

2 交付の決定及び交付

福祉相談センター所長は、児童相談所又は福祉相談センターにおける判定結果に基づき手帳の交付を決定したときは、福祉事務所長等を経由して申請者にこれを交付する。

また、手帳の交付対象者に該当しないと認めたときは、理由を附して、その旨を同様に通知するものとする。

第6 交付後の障害の程度の確認

- 1 福祉相談センター所長は、手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として二年ごとに児童相談所又は福祉相談センターにおいて判定を行うもの（以下「再判定」という。）とする。
- 2 再判定は、手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者（以下「知的障害者等」という。）が次の判定年月として示された時期までに福祉事務所長等を経由して福祉相談センター所長に申請して行うものとする。

第7 記載事項の変更の届出

知的障害者等は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、福祉事務所長等を経由して福祉相談センター所長に届け出るものとする。

第8 手帳の再交付

知的障害者等は、手帳をなくしたとき又は破損したとき等は、福祉事務所長等を経由して福祉相談センター所長に申請を行い、手帳の再交付を受けることができるものとする。

第9 手帳の返還

知的障害者等は、手帳の交付を受けた知的障害者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき若しくは再判定によって新たに手帳が交付されたとき、その他手帳を必要としなくなったときは、福祉事務所長等を経由して、これを福祉相談センター所長に返還するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

なお、現にこの要綱の改正前の規定により交付されている療育手帳は、改正後の要綱により規定されている療育手帳とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(3 ページ)

変更年月日	記載事項変更欄 (本人)

(4 ページ)

<p>次期判定年月 年 月</p>

※ 裏面に判定の記録及び療育手帳についての記載があります。

(7 ページ)

(8 ページ)

この手帳を交付された本人及び保護者の方は次の制度を活用できます。

- 1 税金の控除・減免
 - 2 N H K 放送受信料の免除
(世帯全員が市町村民税非課税の場合等)
 - 3 年金・手当 (障害基礎年金・特別児童扶養手当等)
 - 4 旅客運賃の割引 (J R 運賃、バス運賃、タクシー運賃、国内線の航空運賃)
 - 5 有料道路通行料金の割引
- (注) 障害の程度、年齢、収入及び利用する交通機関により、適用される制度・割引率が異なります。